

初診時等における 診療情報取得・活用体制について

【医療情報・システム基盤整備充実体制加算】

当院では患者様に提供する医療の質の向上を図る観点から、オンライン資格確認を行う体制を有しており、患者様の薬剤情報または特定検診情報その他必要な情報を取得・活用して診療等を行っているため厚生労働省の定めにより以下の点数を算定しています。

○ 初診

- | | |
|-----------------------------------|----|
| ・ <u>保険証を利用した場合</u> | 6点 |
| ・ <u>マイナンバーカードを利用した場合</u> | |
| もしくは <u>他の医療機関から診療情報の提供があった場合</u> | 2点 |